

○ 労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第十七号）

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十条に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいい、同法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十条に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二・三 （略）</p>